

# 料 金 表

ヘルパーステーションあると

☎0125-74-4422

指定事業所番号 : 0117510446

## 訪問介護員（ホームヘルパー）とは

訪問介護員（ホームヘルパー）は、業務上知り得た利用者及び家族の個人情報や秘密を漏らしません。これは、訪問介護員がその職を退職した以降も守られますので、安心してご利用下さい。ただし、利用者のサービス提供に際し行なわれるサービス担当者会議等において介護支援専門員（ケアマネジャー）や他のサービス担当者との情報を共有する事があります。

## 利 用 料 金 等（介護保険料の一割の額です）

【要支援1・要支援2の方が利用できるサービスです。】

費用のめやす（月額）		利用者負担
介護予防訪問介護Ⅰ	週1回程度の利用	1,176円/月
介護予防訪問介護Ⅱ	週2回程度の利用	2,349円/月
介護予防訪問介護Ⅲ	週3回程度の利用	3,727円/月

・「介護予防訪問介護Ⅲについては、要支援2の方のみの利用となります。

【要介護 1～5の方が利用できるサービスです。】

	時 間	利用者負担
身体介護	～20分未満	167円
	20分～30分未満	250円
	30分～1時間未満	396円
	1時間～1時間30分未満	579円
	以降30分を増す毎に算定	84円
	生活援助加算※	67円
	※ 引き続き生活援助を行った場合の加算（20分から起算して25分毎に加算、70分以上を限度）	
生活援助	20分～45分未満	183円
	45分以上	225円
加 算	緊急時訪問介護加算	100円
	初回加算	200円

※「初回加算」とは、利用開始月に訪問介護計画書を作成し、サービス提供責任者自らサービス提供を行なった場合、又は同行訪問をした場合に加算されます。

※2人でサービスの提供を行なった場合、上記料金の2倍になります。

※早朝（6時～8時まで）にサービスの提供を行なった場合、上記料金の1.25倍になります。

※夜間（18時～22時まで）にサービスの提供を行なった場合、上記料金の1.25倍になります。

※深夜（22時～6時まで）にサービスの提供を行なった場合、上記料金の1.5倍になります。

※緊急時訪問介護加算は、ご利用者様、ご家族様の要請によりケアプランにはない身体介護を行った場合加算されます。

※初回加算は予防訪問介護参照。

※上記料金のほかに月額合計料金（介護保険サービス）と特定事業所加算 V 3%と介護職員処遇改善加算として13.7%に相当する料金のご負担を頂きます。